

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人恵光学園（以下「この法人」という）の寄附行為第50条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員の報酬等とは、報酬、賞与その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員の報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬、賞与
- (2) 非常勤の役員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の役員の報酬月額、別表第1の俸給表のとおりとし、各役員の報酬月額は、理事会において決定する。

2 非常勤の役員に対する報酬の額は第8条第2項に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月25日（ただし、支給日が休日にあたるときは前日に支払うものとする。）
- (2) 賞与 毎年7月及び12月]

- 2 非常勤の役員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得た場合は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

第6条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

(旅費・交通費)

第8条 旅費は、当法人旅費規定に準ずる。

交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規定に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

佐世保市内 1, 000円

その他 2, 000円

- 2 役員等が、役員会の出席、又、出張のために旅行する場合の日当の額は、5, 000円とする。

(旅費の支給方法)

第9条 支給方法は、当法人旅費規定に準ずる。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第100条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第 12 条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。

別表第 1 (常勤の役員の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 200,000 円
常務理事	月額 200,000 円
理事	月額 200,000 円
監事	月額 200,000 円

別表第 2 (常勤の役員の賞与)

7 月の賞与	報酬月額×1 か月分
12 月の賞与	報酬月額×1 か月分